

令和 6 年度第 2 回兵庫県障害福祉審議会不服審査部会議事要旨

- 1 日 時 令和 7 年 3 月 21 日（金）13 時 30 分～
- 2 場 所 オンライン
- 3 出席者 不服審査部会委員 4 名
- 4 議 事

（ 1 ） H29-4 号、H29-6 号、H30-4 号案件

事務局から資料説明を行った後、審議を行った。

〔審議結果〕

審査請求は棄却するべきである。

〔理由〕

- 障害者総合支援法施行規則において、希望支給量は支給申請書の記載事項に含まれておらず、希望支給量は、具体の申請内容ではなく勘案事項の一つであると解される。希望支給量より少ない量で支給決定した場合に、処分通知に理由が附記されないことが違法かどうか、最高裁判所による判断はなされていない。これらを踏まえて、理由附記がないことをもって違法とすることはできない。
- 処分庁は、訪問調査等による心身状況の把握や他サービスの利用状況等を勘案した上で判断しており、処分の内容は妥当である。

以上